

資料編

上信越高原国立公園（草津万座野反四万・菅平・浅間地域）管理計画検討会

I 検討員名簿

【検討員】		
座長	信州大学 名誉教授	伊藤 精悟
	信州大学教育学部 准教授	井田 秀行
	松本大学総合経営学部 教授	佐藤 博康
	東京工業大学名誉教授	平林 順一
	NPO 法人浅間山麓国際自然学校 代表理事	市村 憲一
	ピッキオ 代表取締役	栗田 慎也
	嬭恋村インタープリター会 会長	土屋 茂次（平成 19 年度） 住田 節子（平成 20 年度）
	菅平区自然公園法調査委員会 菅平自治会長	村本貴代春（平成 19 年度） 鈴木 正人（平成 20 年度）
【参画行政機関】		
国の機関	群馬森林管理署	（業務課）
	吾妻森林管理署	（業務課）
	東信森林管理署	（業務課）
県の機関	群馬県高崎環境森林事務所	（環境グループ）
	群馬県吾妻環境森林事務所	（環境グループ）
	長野県上小地方事務所	（環境課）
	長野県佐久地方事務所	（環境課）
市町村	安中市	（松井田支所産業建設課）
	中之条町	（経済産業課）
	長野原町	（産業建設課）
	嬭恋村	（商工観光課）
	草津町	（観光創造課）
	六合村（現：中之条町六合総合支所）	（産業建設課）
	上田市	（真田地域自治センター市民生活課）
	小諸市	（商工観光課）
	東御市	（商工観光課）
	軽井沢町	（観光経済課）
	御代田町	（産業建設課）
【事務局】		
長野自然環境事務所		

Ⅱ 作成経緯

平成 20 年 1 月 31 日	第 1 回検討会 議題：管理計画検討の方法について 検討スケジュールについて
平成 20 年 2 月 18 日	民間活動支援対策検討委員会（事務局：NPO 法人浅間山麓国際自然学校）と浅間管理計画区の「管理の将来目標・行動指針」の案について協働作成。
平成 20 年 2 月 21 日	根子岳四阿山保全協議会（事務局：上田市）と菅平管理計画区の「管理の将来目標・行動指針」の案について協働作成。
平成 20 年 2 月 25 日	上信越高原国立公園（草津万座野反四万地域）連絡会議（事務局：長野自然環境事務所）と草津万座野反四万管理計画区の「管理の将来目標・行動指針」の案について協働作成。
平成 20 年 3 月 19 日	第 2 回検討会 議題：公園管理の将来目標（案）及び行動計画（案）について 検討スケジュールについて
平成 20 年 10 月 23 日	第 3 回検討会 議題：管理計画書（原案）について
平成 20 年 12 月 9 日	第 4 回検討会 議題：管理計画書（原案）について（第 3 回検討会修正版）
平成 22 年 2 月～3 月	パブリックコメント
平成 22 年 12 月 8 日	自然環境局長同意

上信越高原国立公園指定植物一覧表

特別地域において、採取または損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名
ミズゴケ	ミズゴケ（属名）
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ	ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、スギラン、マンネンスギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、コケスギラン、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ	ヒメミズニラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ（ヘビノシタ）、エゾフユノハナワラビ（ヤマハナワラビを含む。）
イノモトソウ	ミヤマウラジロ、フジシダ
オシダ	ナンタイシダ、オクヤマワラビ、ナヨシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、タチヒメワラビ、トガクシデンダ、コガネシダ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
チャセンシダ	アオチャセンシダ、クモノスシダ
ウラボシ	ミヤマウラボシ、イワオモダカ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン（ミヤマハイビャクシン）、ホンドミヤマネズ
イチイ	キャラボク
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	イブキトラノオ、ハルトトラノオ、ムカゴトラノオ、ウラジロタデ、オンタデ、タカネスイバ
ナデシコ	カトウハコベ、タガソデソウ、ミヤマミミナグサ、シナノナデシコ、エゾカワラナデシコ、タカネナデシコ（クモイナデシコを含む）、センジュガンピ、タカネツメクサ、コバノツメクサ、ワダソウ、ヒゲネワチガイ、エゾフスマ（シラオイハコベ）
モクレン	オオヤマレンゲ
キンポウゲ	オオレイジンソウ、ハコネトリカブト、レイジンソウ、オンタケブシ、イヌハコネトリカブト、アズマレイジンソウ、ホソバトリカブト、ミヨウコウトリカブト、ジョウシュウトリカブト、タカネトリカブト、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、ミスミソウ（スハマソウ含む。）、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、サンリンソウ、エゾイチゲ、レンゲショウマ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ（エンコウソウ含む。）、ミヤマハンショウヅル（コミヤマハンショウヅルを含む。）、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン（コシジオウレン）、シラネアオイ、アズマシロカネソウ、トウゴクサバノオ、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ

科名	種名
キンポウゲ	イチョウバイカモ、イトキンポウゲ、ミヤマカラマツ、シキンカラマツ、モミジカラマツ、キンバイソウ、シナノキンバイ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ、クモイイカリソウ、トキワイカリソウ、ウラジロイカリソウ、トガクシショウマ（トガクシソウ）
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	コシノカンアオイ、ウスバサイシン（サイシン）
オトギリソウ	オクヤマオトギリ、コオトギリ、ニッコウオトギリ、イワオトギリ（ハイオトギリ）、ミヤマオトギリ（シナノオトギリ）、トガクシオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク、コマクサ、オサバグサ
アブラナ	ミヤマハタザオ、フジハタザオ、イワハタザオ、ミヤマガラシ（ヤマガラシ）、トガクシナズナ
ベンケイソウ	ツメレンゲ、ホソバイワベンケイ（アオノイワベンケイ）、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、チチッパベンケイ
ユキノシタ	ハナチダケサシ、アラシグサ、ハナネコノメ、コシノチャルメルソウ、ヒメウメバチソウ、オオシラヒゲソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ（コウメバチソウを含む。）、ヤシヤビシャク、シコタンソウ、ヒメクモマダサ、ダイヤモンドソウ（ウチワダイヤモンドソウを含む。）、ミヤマダイヤモンドソウ、ウラベニダイヤモンドソウ、クロクモソウ、フキユキノシタ、ハルユキノシタ
バラ	シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む。）、ノウゴウイチゴ、シロバナノヘビイチゴ（モリイチゴ）、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、エゾノコリンゴ、イワキンバイ、キンロバイ、ミヤマキンバイ、ウラジロキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ（チシマザクラを含む。）、オオタカネバラ、タカネイバラ、カラフトイバラ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、キビナワシロイチゴ、タカネトウウチソウ（ケトウウチソウを含む。）、イワシモツケ、マルバイワシモツケ
マメ	ムラサキモメンヅル、イワオオギ、シャジクソウ
フウロソウ	グンナイフウロ（タカネグンナイフウロを含む。）、アサマフウロ、コフウロ、ハクサンフウロ
トウダイグサ	ハクサンタイゲギ
ジンチョウゲ	ナニワズ
スミレ	キバナノコマノツメ、ウスバスミレ、チシマウスバスミレ（ケウスバスミレ）、オオバクスミレ、ミヤマクスミレ、エゾアオイスミレ（マルバケスミレ）、タカネスミレ（クモマスミレ）、ナエバクスミレ、ミヤマスミレ、ヒメスミレサイシン
アカバナ ミズキ	アシボソアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ ゴゼンタチバナ

科 名	種 名
セリ	イワニンジン、イワテトウキ（ナンブトウギ）、ミシマサイコ、ハクサンサイコ、ミヤマゼンゴ、ミヤマセンキュウ、イブキゼリ、ミヤマニンジン、ハクサンボウフウ、オオカサモチ（オニカサモチ）、タカネイブキボウフウ、シラネニンジン、ミヤマウイキョウ（ヤマウイキョウ）
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。）、イワウチワ（オオイワウチワ、トクワカソウを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ（アキノギンリョウソウ）、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ（ベニイチヤクソウ）、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、クロヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、ミネズオウ、ウラジロヨウラク（ツリガネツツジを含む。）、ガクウラジロヨウラク、ヒメツルコケモモ、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、コツガザクラ（コツガザクラ）、ツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ（シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。）、レンゲツツジ（キンレンゲを含む。）、ホンシャクナゲ、アズマシャクナゲ、サイコクミツバツツジ、アカヤシオ、オオコメツツジ、コメツツジ（チョウジ型を含む。）、トウゴクミツバツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、マルバウスゴ（ナンブクロウスゴ）、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、ハクサンコザクラ（ナンキンコザクラ）、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、サクラソウ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、リンドウ、ハルリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ホロムイリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、ムラサキセンブリ、イワイチョウ、ミツガシワ
アカネ	ツルアリドオシ
ムラサキシソ	エゾルリソウ、ミヤマムラサキ、ムラサキ カイジンドウ、ミヤマクマバナ、ムシャリンドウ、タテヤマウツボグサ、イブキジャコウソウ（イワジャコウソウを含む。)
ナス ゴマノハグサ	アオホオズキ（タカオホオズキを含む。) ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、トガクシコゴメグサ、ヒメコゴメグサ（コバノコゴメグサ）、オオバミゾホオズキ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、セリバシオガマ、オニシオガマ、トモエシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、グンバイヅル（マルバクワガタ）、ヒメトラノオ、ミヤマクワガタ、テングクワガタ、クガイソウ

科 名	種 名
イワタバコ ハマウツボ タヌキモ	イワタバコ オニク、キヨスミウツボ ムシトリスミレ、ヒメタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
オオバコ スイカズラ	ハクサンオオバコ ベニバナツクバネウツギ、リンネソウ、イボタヒョウタンボク、コゴメヒョウタンボク、コウグイスカグラ、オオヒョウタンボク、キバナウツギ
オミナエシ マツムシソウ キキョウ	コキンレイカ（ハクサンオミナエシ） マツムシソウ、タカネマツムシソウ フクシマシャジン、ヒメシャジン、ミヤマシャジン、イワシャジン、ハクサンシャジン（ナカネツリガネニンジン）、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、サワギキョウ、タニギキョウ、キキョウ
キク	チョウジギク、ウサギギク（エゾウサギギクを含む。）、ミヤマオトコヨモギ、アサギリソウ、ハコネギク（ミヤマコンギク）、タカネコンギク、カニコウモリ、オクヤマコウモリ、イワインチン（オオイワインチン）、モリアザミ、ホソエノアザミ、オニアザミ（ハリオニアザミを含む。）、ヤツガタケアザミ、ジョウシュウオニアザミ、ヤチアザミ、ニッコウアザミ、オキナアザミ、エゾムカシヨモギ、アズマギク、ミヤマアズマギク、ジョウシュウアズマギク、ハコネヒヨドリ、ミヤマコウゾリナ、ミズギク（オゼミズギクを含む。）、タカネニガナ、クモマニガナ、ホソバヒナウスユキソウ、ウスユキソウ、ミネウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、カンチコウゾリナ（タカネコウゾリナ）、オオニガナ、ミヤマキタアザミ、カルイザワトウヒレン、ミヤコアザミ、シラネアザミ、クロトウヒレン、アサマヒゴタイ、ミヤマトウヒレン、ヒメヒゴタイ、ヤハズトウヒレン、ヤハズヒゴタイ（ミヤマヒゴタイ）、キクアザミ、コウリンカ、ダキバキオン、サワオグルマ、タカネコウリンカ、ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク）（キリガミネアキノキリンソウを含む。）、ミヤマタンポポ（タテヤマタンポポ）
ユリ	ネバリノギラン、シロウマアサツキ、シブツアサツキ、ミヤマラッキョウ、ツバメオモト、スズラン、カタクリ、ミヤマクロユリ、ヒメアマナ、キバナノアマナ、キスゲ（ユウスゲ）、アサマキスゲ、ニッコウキスゲ（ゼンテイカ）、イワギボウシ、トウギボウシ、オゼソウ、ササユリ、コオニユリ、ホソバコオニユリ（タニマユリ）、クルマユリ、チシマアマナ、ホソバノアマナ、ヒメマイヅルソウ、キンコウカ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、ワニグチソウ、ヤマトユキザサ（オオバユキザサ）、ハルナユキザサ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ（リシリゼキショウ）、イワショウブ、ハナゼキショウ（イワゼキショウ）、ヒメイワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）、アマナ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ユリ	タカネシュロソウ (ムラサキタカネアオヤギソウ)、タカネアオヤギソウ、コバイケイソウ (ウラゲコバイケイを含む。)
アヤマ イグサ	ヒオウギアヤマ ミヤマホソコウガイゼキシヨウ、タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)
ホシクサ イネ	ノソリホシクサ コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、ミヤマノガリヤス、タカネウシノケグサ、ミヤマドジョウツナギ
サトイモ	カルイザワテンナンショウ、ヒメカイウ、ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ
ミクリ	ホソバタマミクリ
カヤツリグサ	タテヤマスゲ、ハクサンスゲ、クリイロスゲ、イトキンスゲ、コハリスゲ、タカネハリスゲ、ダケスゲ、キンスゲ、イワスゲ クモマシバスゲ、ヌイオスゲ (シロウマヒメスゲ)、サギスゲ、ワタスゲ、ヒゲハリスゲ、ミネハリイ、ミヤマホタルイ
ラン	コアニチドリ、ミスズラン、エビネ、キンセイラン、ナツエビネ、キソエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、コアツモリ、アツモリソウ、キバナノアツモリソウ、イチョウラン、サワラン (アサヒラン)、コイチョウラン、アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、オキノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、シュスラン、ノビネチドリ、テガタチドリ (チドリソウ)、ミヤマモジズリ、オオミズトンボ (サワトンボ)、ミズトンボ、ムカゴソウ、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、フタバラン (コフタバラン)、ミヤマフタバラン、ホザキイチョウラン、アリドオシラン、サカネラン、ハクサンチドリ (ウズラバハクサンチドリを含む。)、カモメラン (カモメソウ)、オノエラン、ウチョウラン、ニョホウチドリ、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、タカネサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、ナガバキノチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、ホソバノキノチドリ、トキソウ、ヒトツボクロ、トンボソウ、ショウキラン

国立公園のスキー場事業の取り扱い

公布日：平成3年6月7日環自国315号

(各都道府県知事あて環境庁自然保護局長)

昭和五四年四月一日付け環自計第二五〇号で通知した「国立公園の公園計画作成要領等について」の別紙1の「国立公園の公園計画作成要領」の一部改正については、平成三年六月七日付け環自国第三一四号で通知したところであるが、今後、国立公園における公園事業のスキー場事業(以下単に「事業」という。)の決定及び執行を行うに当たっては、自然環境の保全等を図るため、左記の事項に留意することとしたので了知されたい。

なお、本留意事項は、国立公園についても同様に取扱われたい。

記

1 環境影響調査

事業の内容及び熟度に応じて、自然環境の保全及び安全なスキー利用が図られるよう事前に十分な調査を行い、適切な対策を講じること。

2 区域の選定

昭和五四年四月一日付け環自計第二五〇号で通知した「国立公園の公園計画作成要領等について」の別紙1の「国立公園の公園計画作成要領」の第四・Ⅲ・2・(2)・オ・(ア)のaからdに掲げる事項に留意すること。ただし、既に事業の決定又は執行がなされているスキー場については、既に抵触している事項に限り風致景観上の支障等が生じない範囲内において、必要に応じてその適用を免ずることができること。

国立公園の公園計画作成要領

(ア) スキー場は、他の施設に比して大規模であることから公園の風致景観の保護及び利用上極めて大きな影響力をもっているため、新設されるスキー場の計画を進めるに当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- a 特別保護地区又は第1種特別地域外であること。
- b 地形、地質、希少動植物等に関する調査を行い、原則として次に挙げる地域に係るもの又はこれらの地域に重大な影響を与えるおそれのあるものは除くこと。
 - (a) 野生植物の生育地又は野生動物の生息地又は繁殖地として重要な地域
 - (b) 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域
 - (c) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
 - (d) 高山植物群落、高標高の天然林、風衝地または湿原等の人為の影響を受けやすい地域
 - (e) 利用者の主要な眺望対象となっている地域
- c 積雪、風、気温等の気象条件がスキー場立地に適していると認められる地域であること。
- d 土地所有関係等が計画的な施設整備及び適正な管理経営を行うのに適当な地域であること。
- e 雪崩等の災害が発生するおそれのない地域であること。

3 保存緑地

スキー場の新設(新たに敷地を求めて増設する場合を含む。)に際しては、保存緑地を、スキー場の四周及びコース、ゲレンデ等の施設間に相当の幅をもってとること。

また、各スキー場の事業区域に占める保存緑地の水平投影面積の割合(以下「保存緑地率」という。)は、七〇パーセント以上とすること。

なお、保存緑地率が七〇パーセントに満たない既設のスキー場については、少なくとも現行の保存緑地率を維持するとともに、事業区域の拡張を行う際には、拡張する区域の保存緑地率を七〇パーセント以上とすること。

4 施設の設置

ア 施設の規模は必要最小限とし、その意匠は周辺の環境に調和したものとする。

イ 極力自然地形を活かして地形の改変を必要最小限とすること。なお、やむを得ず造成を行う場合は下層植生及び表土を保存活用するとともに、造成に伴い生じる裸地は緑化すること。

ウ 人工降雪機の設置は、異常気象による少雪対策及び危険防止上必要と認められる場合に限ること。

国立公園に係るテニスコートの取扱要領

昭和57年5月7日 環自保第138号

改正 平成7年4月4日 環自国第153号

今般、テニスコートを国立公園事業の運動場事業として又は宿舎事業の付帯施設として取り扱うに当たっての要領を別紙1の通り定めたので、今後はこれに基づいて国立公園事業者を適正に指導されたい。

なお、地域の利用特性又は自然環境の状況等から本取扱要領によることが著しく不相当と当職が認めた場合にはこの取扱要領によらないことができるものとする。

おって、この取扱要領の運用等については、別紙2のとおりである。

別紙1

国立公園に係るテニスコートの取扱要領

第1 運動場事業としての取扱について

テニスコートを運動場事業として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 テニスコートに係る土地の地形勾配が10パーセントを超えないものであること。
- 2 テニスコートの水平投影面積外周線が、次の各号に掲げるものからそれぞれ当該各号に掲げる距離以上離れていること。

(1) 公園事業たる道路その他、主として公園利用に供せられる道路の路肩	20メートル
(2) (1) に掲げる道路以外の道路の路肩	5メートル
(3) 敷地境界線	5メートル
- 3 テニスコート建設に伴う土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。
- 4 支障木の伐採が僅少であること。
- 5 テニスコート建設による土砂の流出の恐れがないものであること。
- 6 テニスコートと同面以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるものであること。
- 7 テニスコートの周囲が当該地域に生育する樹木等により積極的に緑化修景される計画になっているものであること。
- 8 テニスコート及びクラブハウス等の付帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

第2 宿泊事業の付帯施設としての取扱について

テニスコートを宿舎事業の付帯施設として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 当該宿舎事業が次に掲げる地域以外の地域であること。
 - (1) 特別保護地区又は第1種特別地域
 - (2) 次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、史跡名勝天念記念物等の特別な指定がなされており、又は学術調査の結果等から (1) に掲げる地域に準ずる取扱が現になされ又はなされることが必要であると認められる地域
 - ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿地等植生復元の困難な地域
 - イ 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域
 - ウ 地形・地質が特異である地域または特異な自然現象が生じている地域
 - エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
 - (3) 風景観賞、自然探勝等の利用が中心となっている地域であって、スポーツによる利用が不相当と認められる地域
- 2 テニスコートに係る土地の地形勾配が10パーセントを超えないものであること。
- 3 テニスコート建設に伴う土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。

- 4 支障木の伐採が僅少であること。
- 5 テニスコートを建設するに当たって、敷地内において、緑地等が次の各号のいずれかに従い確保されているものであること。
 - (1) 集団施設地区の詳細計画又は地区ごとに定められた宿舎事業取扱要領において宿舎の建ぺい率が定められており、当該建ぺい率が20パーセント以下の地区にあっては、総施設面積（敷地内にある全ての工作物（テニスコートのほか、建築物、駐車場道路等を含む。）の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域内の宿舎の場合は40パーセント以下、第3種特別地域内の宿舎の場合は60パーセント以下であること。
 - (2) (1)に掲げる地区以外の地区にあっては、テニスコートと同面積以上の土地が敷地（テニスコートが宿舎と同一の敷地内に建設される場合は当該敷地面積を、また宿舎敷地以外の場所に建設される場合は当該テニスコート敷地をいう。）内に緑地として確保されるものであること。
- 6 テニスコートの面積は、宿泊収容力に見合ったものとし、宿泊収容力が100人以下の場合は、2面以下、100人を超え200人以下の場合は3面以下、200人を超え500人以下の場合は4面以下、500人を超える場合は6面以下であること。
- 7 テニスコートの周囲が、特にテニスコートの主要利用道路側を中心に当該地域に生育する樹木等により積極的に修景される計画になっているものであること。
- 8 テニスコート及びその付帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

別紙 2

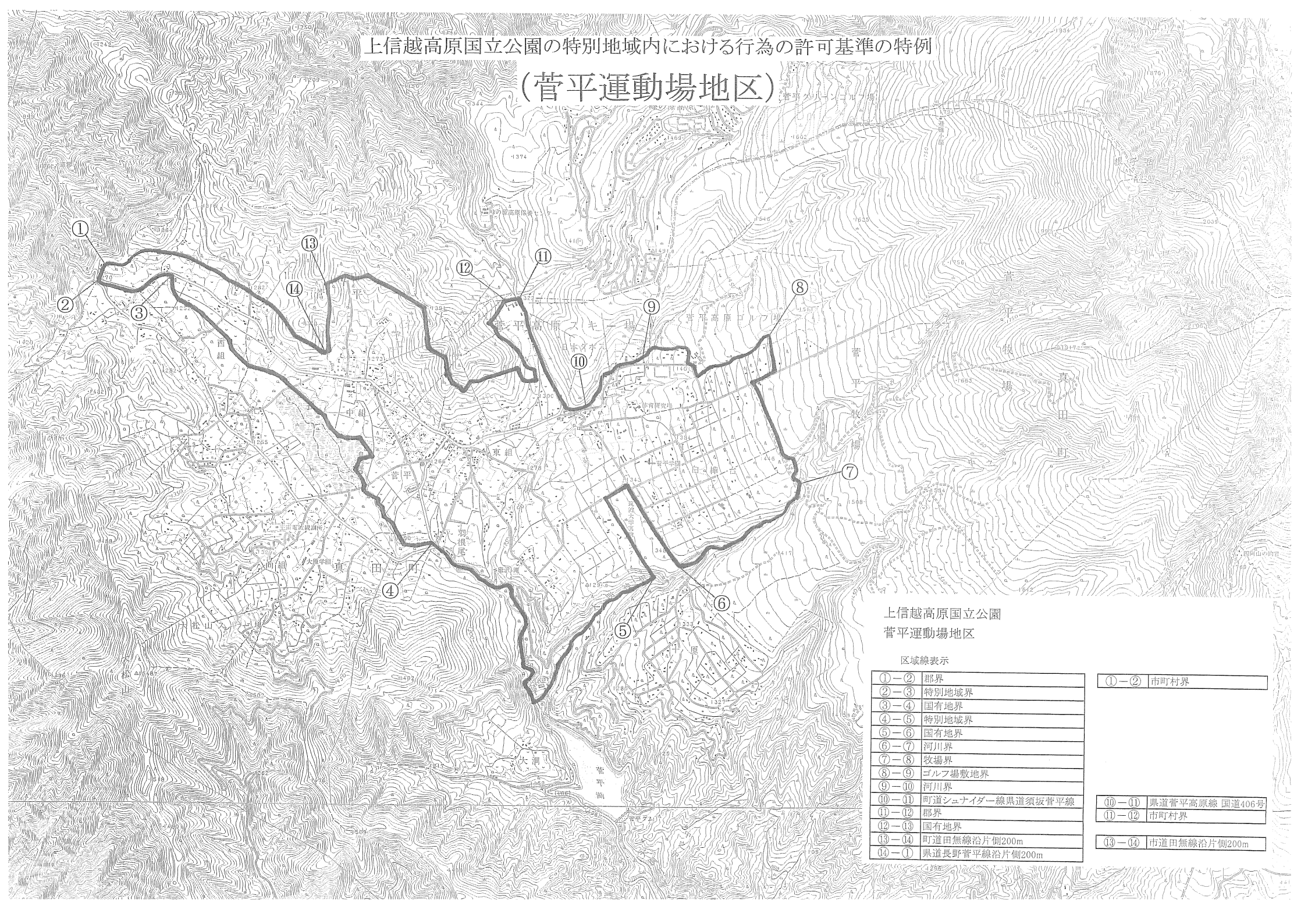
取扱要領第1・6及び第2・5・(2)で「テニスコートと同面積以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるもの」とされているが、当該地が国有地等のように当該事業について必要最小限の土地しか使用できない等の理由により本要件を適用させることが不相当であると認められた場合には、本要件を適用するには及ばないこと。ただし、この場合においても、テニスコートの周囲に十分緑地が残されるようにする等本要件の適用による場合と同様の効果が出るように指導すること。

項	行為の種類	号	基準の内容
第10項	工作物の新築、改築又は増築のうち屋外運動施設の新築、改築又は増築	本文	第1項第3号 当該屋外運動施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第1項第4号 当該屋外運動施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			前項第1号 特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
		第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
		第2号	総施設面積（同一敷地内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、 第2種特別地域に係るものにあつては40%以下、第3種特別地域に係るものにあつては60%以下であること。70%以下であること。
		第3号	当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が10%以下を超えないものであること。
		第4号	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m5m以上、それ以外の道路の路肩から5m3m以上離れていること。
		第5号	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m3m以上離れていること。
		第6号	同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であること。 その表面がクレイ舗装によって被われる場合は5000㎡以下、その他の場合は3000㎡以下であること。
		第7号	当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
		第8号	当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。
		第9号	支障木の伐採が僅少であること。
第10号	当該屋外運動施設の色及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
第22項	土地の開墾、土地の形状変更	第1号	特別保護地区、第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。
			ただし書 当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
		第2号	集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないもの。
		第2号の2	土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。）。
		第3号	ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。
			ただし書 既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
		第4号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。
			ただし書 既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。
第5号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。		
	ただし書 農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。		
第6号	開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。		

	第7号	当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。
--	-----	-----------------------------

上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(菅平運動場地区)



上信越高原国立公園
菅平運動場地区

区域線表示

①—②	郡界
②—③	特別地域界
③—④	国有地界
④—⑤	特別地域界
⑤—⑥	国有地界
⑥—⑦	河川界
⑦—⑧	牧場界
⑧—⑨	ゴルフ場敷地界
⑨—⑩	河川界
⑩—⑪	町道シユナイダー線県道須坂菅平線
⑪—⑫	郡界
⑫—⑬	国有地界
⑬—⑭	町道田無線沿片側200m
⑭—①	県道長野菅平線沿片側200m

①—② 市町村界

⑩—⑪ 県道菅平高原線 国道406号

⑪—⑫ 市町村界

⑬—⑭ 市道田無線沿片側200m

上信越高原国立公園特別地域内行為の許可基準の特例（平成12年9月6日 環境庁告示第61号） 自然公園法施行規則第11条（基準部分）引用関係整理表
 <北浅間地区>

項	行為の種類	号	基準の内容									
第4項	工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすることを若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。									
		第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。										
		第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。										
		第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。										
		第1号 保存緑地（第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。										
		第2号 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。										
		第3号 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。										
		第4号 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が1000㎡以上であること。										
		第5号 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。										
		第6号 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積） <u>建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積</u> をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
		地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合								
		第2種特別地域	20%以下	40%以下								
		第3種特別地域	20%以下	60%以下								
第7号 当該建築物の <u>水平投影外周線壁面線（建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。）</u> で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。												
第8号 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。												
第9号 当該建築物の地上部分の <u>水平投影外周線壁面線（建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。）</u> が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から <u>5m 3m</u> 以上離れていること。												
第10号 当該建築物の地上部分の <u>水平投影外周線壁面線（建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。）</u> が敷地境界線から <u>5m 3m</u> 以上離れていること。												
第11号 当該建築物の建築面積（ <u>建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。</u> ）が2000㎡以下であること。												
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。											
	第2項ただし書に規定する行為 既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、か											

				つ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの
			第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第5項	工作物の新築、改築又は増築のうち基準日前にその造成に係る行為について法第13条第3項等の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について法第13条第6項、第14条第6項若しくは第24条第6項の規定（以下「法第13条第6項等の規定」という。）による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			第4項第1号	保存緑地において行われるものでないこと。
			第4項第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建て以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
			第1号	当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が2000㎡以下であること。
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。	
			ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
			第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの
		第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

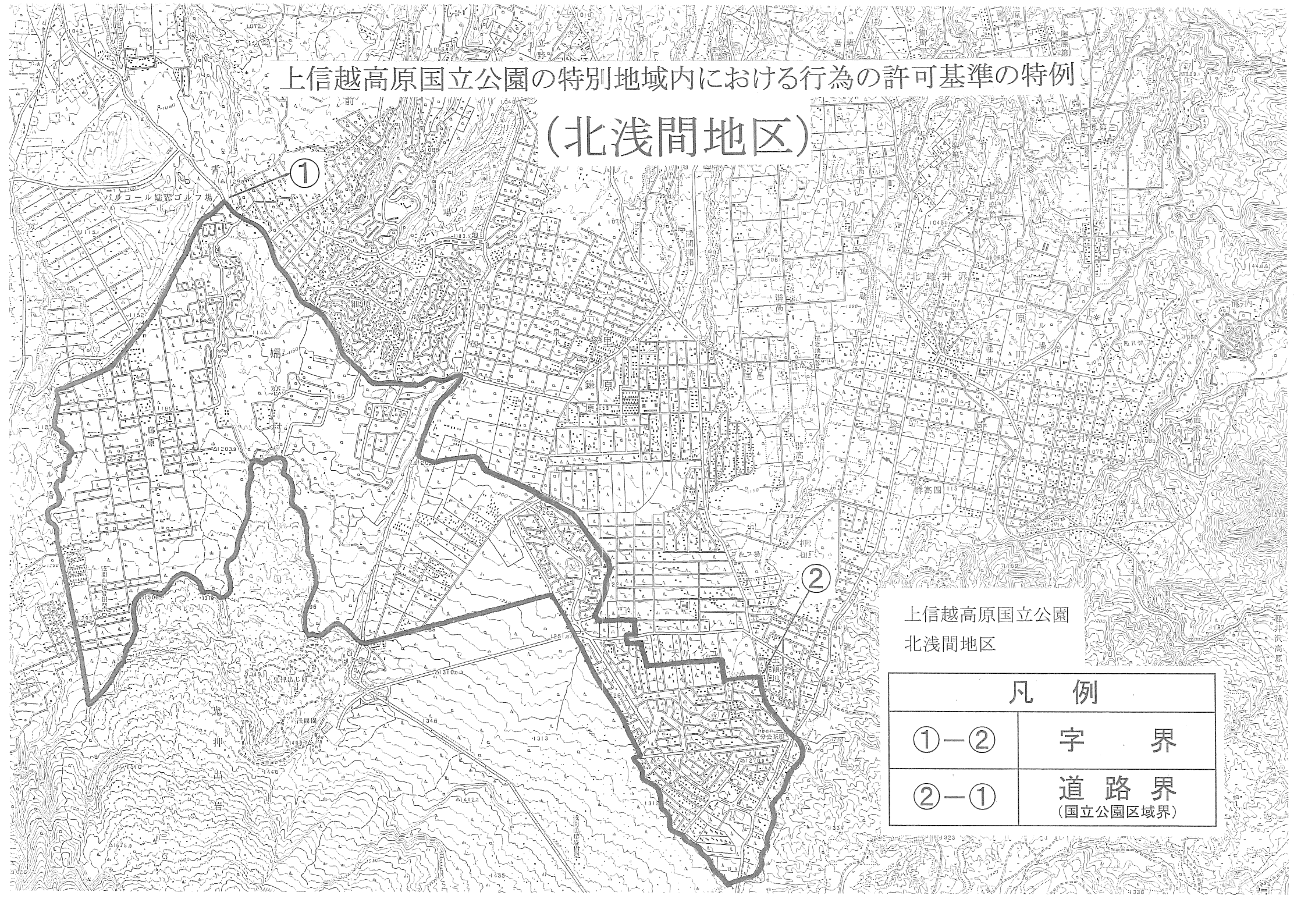
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10% 以下 <u>20%以下</u>	20% 以下 <u>40%以下</u>
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15% 以下 <u>20%以下</u>	30% 以下 <u>40%以下</u>
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下
第3種特別地域	20%以下	60%以下

			<p>第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線壁面線（建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。）で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。</p> <p>第4項第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線壁面線（建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。）が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m³m以上離れていること。</p> <p>第4項第10号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線壁面線（建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。）が敷地境界線から5m³m以上離れていること。</p> <p>第4項第11号 当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。）が2000㎡以下であること。</p>																								
		第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。																								
		第2号	<p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号第4項第6号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p> <table border="1" data-bbox="772 582 2049 901"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="772 917 1825 1069"> <thead> <tr> <th>地種区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合																									
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下																									
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下																									
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下																									
第3種特別地域	20%以下	60%以下																									
地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合																									
第2種特別地域	20%以下	40%以下																									
第3種特別地域	20%以下	60%以下																									
		ただし書	<p>第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="772 1141 2116 1348"> <tr> <td>第2項ただし書に規定する行為</td> <td> <p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> </td> </tr> <tr> <td>第1項第5項</td> <td>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</td> </tr> </table>	第2項ただし書に規定する行為	<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>	第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																				
第2項ただし書に規定する行為	<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>																										
第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																										
第10項	工作物の新築、改築又は増築のうち屋外運動施設の新築、改築又は増築	本文	<p>第1項第3号 当該屋外運動施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号 当該屋外運動施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>前項第1号 特別保護地区等又は自然草地等内において行われるものでないこと。</p>																								

第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
第2号	総施設面積（同一敷地内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、 第2種特別地域に係るものにあつては40%以下、第3種特別地域に係るものにあつては60%以下であること。
第3号	当該屋外運動施設の水平投影外周線壁面線（建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。）で囲まれる土地の勾配が10%以下を超えないものであること。
第4号	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線壁面線（建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。）が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。
第5号	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線壁面線（建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。）が敷地境界線から5m以上離れていること。
第6号	同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であること。
第7号	当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
第8号	当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。
第9号	支障木の伐採が僅少であること。
第10号	当該屋外運動施設の色采及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(北浅间地区)



上信越高原国立公園
北浅间地区

凡 例	
①-②	字 界
②-①	道 路 界 (国立公園区域界)

	①総合案内標識		②案内図標識		③資源名標識		誘導標識		⑤注意標識		⑥境界標識	
							④-1 単柱タイプ	④-2 腕木タイプ				
<p>木材</p> <p>※共通仕様</p> <p>支柱：木材(防腐処理) 塗装仕上げ</p> <p>支柱キャップ：アルミ鋳物 塗装仕上げ</p> <p>ネジ・ナット：表に出ている部分は塗装</p>	<p>表示基板：アルポリ板 基板用梁：角鋼管 塗装仕上げ</p> <p>※表示内容によりWH寸法は変更 上図は1000×2000の7桁リ定尺板を加工の場合</p>		<p>表示基板：アルポリ板 基板用梁：アルミパイプボルト 塗装仕上げ</p>		<p>文字高(和文)：H70 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>		<p>※多雪地域や悪戯され易い場所には単柱タイプを用いること</p> <p>文字高(和文)：H40 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>※多雪地域や悪戯され易い場所に腕木タイプを設置する場合は表示板に類枝を付けるなど、強度に配慮した設計をすること</p> <p>文字高(和文)：H70 表示基板：アルミ押出型材(市販品) 塗装仕上げ</p>	<p>禁止警告系</p> <p>普及啓発系</p> <p>表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>文字高(和文)：H70 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ ※表示面は一面のみ</p>		
<p>鋼材</p> <p>※共通仕様</p> <p>支柱：鋼材(錆止処理) 塗装仕上げ</p> <p>支柱キャップ：アルミ鋳物 塗装仕上げ</p> <p>ネジ・ナット：表に出ている部分は塗装</p>	<p>表示基板：アルポリ板 基板用梁：角鋼管 塗装仕上げ</p> <p>※表示内容によりWH寸法は変更 上図は1000×2000の7桁リ定尺板を加工の場合</p>		<p>表示基板：アルポリ板 基板用梁：角鋼管 塗装仕上げ 押縁：ステンレス角棒 塗装仕上げ</p>		<p>文字高(和文)：H70 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>		<p>※多雪地域や悪戯され易い場所には単柱タイプを用いること</p> <p>文字高(和文)：H40 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>※多雪地域や悪戯され易い場所に腕木タイプを設置する場合は表示板に類枝を付けるなど、強度に配慮した設計をすること</p> <p>文字高(和文)：H70 表示基板：アルミ押出型材(市販品) 塗装仕上げ</p>	<p>禁止警告系</p> <p>普及啓発系</p> <p>表示基板：アルミ板 塗装仕上げ</p>	<p>文字高(和文)：H70 表示基板：アルミ板 塗装仕上げ ※表示面は一面のみ</p>		
<p>石材</p> <p>※共通仕様</p> <p>支柱：石材(白御影) パナ仕上げ</p> <p>支柱キャップ：アルミ鋳物 塗装仕上げ</p> <p>ネジ・ナット：表に出ている部分は塗装</p>					<p>文字高(和文)：H70 表示基板：ステンレス鋼板</p>		<p>文字高(和文)：H40 表示基板：ステンレス鋼板</p>			<p>文字高(和文)：H70 表示基板：ステンレス鋼板 ※表示面は一面のみ</p>		

噴火警報レベル

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	
					草津白根山	浅間山
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約3,000年前: 本白根山で噴火、溶岩流が南側約6kmの石津まで到達 約18,000年前: 白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達 山頂火口から概ね3km以内に噴石飛散、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約3,000年前: 本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散	天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火(1783年)の事例】 8月4日～5日: 吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している 【天明噴火(1783年)の事例】 8月1日～3日: 軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし	中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【天明噴火(1783年)の事例】 7月26日～31日: 中噴火が断続的に発生 噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	山頂火口から噴火し、半径2km程度まで噴石飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生 【過去事例】 有史以降の事例なし	山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達 【2004年噴火の事例】 9月1日: 噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日: 噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が約1.5kmまで到達 1958年11月10日: 噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 中噴火が切迫している 【過去事例】 2004年8月31日: 山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日: 地震急増
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	山頂火口から小噴火が発生し、半径1km程度まで噴石飛散 【過去事例】 1983年11月: 噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月: 南東斜面で割れ目噴火 1902年9月: 弓池北東岸から噴火 1882年8月: 噴石が湯釜・涸釜火口から550mまで飛散 地震多発等により、小噴火の発生が予想される 【過去事例】 1990～1991年: 火山性地震や火山性微動の多発 1976年3月: 水釜火口内に新火孔形成、降灰	山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達 【1982年噴火の事例】 4月26日: 噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達 小噴火の発生が予想される 【2004年噴火の事例】 7月下旬: 噴煙量増加、火山性地震増加
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等(2009年4月現在、山頂火口から500m以内規制中。ただし草津白根山では夏期日中に限り登山道周辺のみ一時規制緩和)	火山活動は静穏、状況によっては山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり 2007年12月現在の状態 【過去事例】 1997年5月: 噴気突出、水柱 1989年1月: 火山性微動、湯釜変色 1987年10月: 火山性地震多発	火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり 2007年12月現在の状態

上信越高原国立公園（草津万座野反四万・菅平・浅間地域）における国指定天然記念物
 (H21.1 現在)

文化財種類	種別	名称	都道府県
史跡名勝天然記念物	特別天然記念物	浅間山熔岩樹形	群馬県
史跡名勝天然記念物	天然記念物	草津白根のアズマシャクナゲおよびハクサンシャクナゲ群落	群馬県
史跡名勝天然記念物	天然記念物	湯の丸レンゲツツジ群落	群馬県
史跡名勝天然記念物	天然記念物	四阿山の的岩	長野県
史跡名勝天然記念物	天然記念物	イヌワシ	定めず
史跡名勝天然記念物	特別天然記念物	カモシカ	定めず
史跡名勝天然記念物	天然記念物	ヤマネ	定めず

群馬県内の県指定文化財一覧(2008.9.12現在)

区別	種別	名称	所在の場所
名勝及び天然記念物	名勝及び天然記念物	川手山洞窟群及びブニ石	利根郡みなかみ町入須川1419
天然記念物及び名勝	天然記念物及び名勝	大峰山浮島及び湿原植物	利根郡みなかみ町小川
天然記念物及び名勝	天然記念物及び名勝	蟬の溪谷	南牧川流域(南牧村大字砥沢字東畝から同字甲斐無付近までの河川)
天然記念物及び名勝	天然記念物及び名勝	線ヶ滝	星尾川支流(南牧村大字星尾字線ヶ上付近の河川敷)
天然記念物	動物繁殖地	水上町モリアオガエル繁殖地	利根郡みなかみ町小日向553
天然記念物	動物繁殖地	大峰山モリアオガエル繁殖地	利根郡みなかみ町小川
天然記念物	動物(種の指定)	オオイチモンジ	県下全域
天然記念物	動物(種の指定)	ミヤマモンキチョウ	県下全域
天然記念物	動物(種の指定)	ベニヒカゲ	県下全域
天然記念物	動物(種の指定)	ミヤマシロチョウ	県下全域
天然記念物	動物(種の指定)	ヒメギフチョウ	県下全域
天然記念物	動物(種の指定)	トウホクサンショウウオ	県下全域
天然記念物	動物(種の指定)	ヒダサンショウウオ	県下全域
天然記念物	植物(独立樹)	細野のヒガンザクラ	安中市松井田町土塩300
天然記念物	植物(独立樹)	桜森のヒガンザクラ	渋川市赤城町津久田甲313-3
天然記念物	植物(独立樹)	荘田神社の大イチョウ	沼田市井土上町923
天然記念物	植物(独立樹)	上津のウバザクラ	利根郡みなかみ町上津1130-1
天然記念物	植物(独立樹)	村主の大ケヤキ	利根郡みなかみ町上津1233
天然記念物	植物(独立樹)	時沢の夫婦マツ	勢多郡富士見村時沢3164
天然記念物	植物(独立樹)	相保のさかさザクラ	利根郡みなかみ町相保1474
天然記念物	植物(独立樹)	仁叟寺のカヤ	多野郡吉井町神保1295
天然記念物	植物(独立樹)	大山祇神社の大フジ	渋川市横堀乙992
天然記念物	植物(独立樹)	雙林寺の大カヤ	渋川市中郷2399
天然記念物	植物(独立樹)	雙林寺の千本カシ	渋川市中郷2399
天然記念物	植物(独立樹)	藍園墓地の大ケヤキ	渋川市上郷2814
天然記念物	植物(独立樹)	早尾神社の大ケヤキ	渋川市中村31
天然記念物	植物(独立樹)	伝桐生大炊介手植ヤナギ	桐生市東7-7-2
天然記念物	植物(独立樹)	月田のモチノキ	前橋市粕川町月田1308
天然記念物	植物(独立樹)	金蔵寺のシダレザクラ	渋川市金井甲1965
天然記念物	植物(独立樹)	黒滝山の大スギ	甘楽郡南牧村大塩沢1266
天然記念物	植物(独立樹)	ハクモクレン	高崎市宮元町高崎公園内
天然記念物	植物(独立樹)	連取のマツ	伊勢崎市連取町591
天然記念物	植物(独立樹)	秋畑の大ツバキ	甘楽郡甘楽町秋畑2601
天然記念物	植物(独立樹)	泉竜寺のコウヤマキ	吾妻郡高山村尻高1935
天然記念物	植物(独立樹)	里見の大ナシ	高崎市上里見町2100
天然記念物	植物(独立樹)	須賀神社の大ケヤキ	沼田市中町1141
天然記念物	植物(独立樹)	高山のゴウツツジ	吾妻郡高山村中山6586
天然記念物	植物(独立樹)	萩原の大笠マツ	高崎市萩原町487
天然記念物	植物(独立樹)	中之条のサイカチ	吾妻郡中之条町市城372
天然記念物	植物(独立樹)	冠稲荷のボケ	太田市細谷町1
天然記念物	植物(独立樹)	下郷の大クワ	渋川市下郷1274
天然記念物	植物(独立樹)	川田神社の大ケヤキ	沼田市下川田町465
天然記念物	植物(独立樹)	相生のマツ	桐生市相生町2-919-1
天然記念物	植物(独立樹)	中木のサザンカ	安中市松井田町五料甲2878
天然記念物	植物(独立樹)	鳴尾の熊野神社大スギ	吾妻郡嬭恋村門貝981
天然記念物	植物(独立樹)	発知のヒガンザクラ	沼田市中発知町1234
天然記念物	植物(独立樹)	親都神社の大ケヤキ	吾妻郡中之条町五反田220
天然記念物	植物(独立樹)	三ツ堀加茂神社のサカキ	桐生市境野町3-1380
天然記念物	植物(独立樹)	吉祥寺のヒメコマツ	利根郡川場村門前丙874
天然記念物	植物(独立樹)	雲昌寺の大ケヤキ	利根郡昭和村川額1172
天然記念物	植物(独立樹)	大岩の三叉スギ	吾妻郡中之条町上沢渡乙3315
天然記念物	植物(独立樹)	中正寺のシダレザクラ	多野郡上野村橋原甲146
天然記念物	植物(独立樹)	妙義アメリカシヨウナンボク	富岡市妙義町諸戸1070
天然記念物	植物(独立樹)	野の大クスノキ	桐生市新里町野311
天然記念物	植物(独立樹)	入山世立のシダレグリ	吾妻町六合村入山2374
天然記念物	植物(独立樹)	水宮神社の大ケヤキ	藤岡市岡之郷532
天然記念物	植物(独立樹)	西広寺のツバキ	安中市安中3-21-25
天然記念物	植物(独立樹)	溝呂木の大ケヤキ	渋川市赤城町溝呂木168
天然記念物	植物(独立樹)	書院の五葉マツ	沼田市白沢町高平1306
天然記念物	植物(独立樹)	白井関所のイチイ	多野郡上野村橋原1910
天然記念物	植物(独立樹)	三波川のタラヨウ	藤岡市三波川1082
天然記念物	植物(独立樹)	三夜沢赤城神社のたわらスギ	前橋市三夜沢町114
天然記念物	植物(独立樹)	大久保のナツグミ	吾妻郡中之条町五反田乙343-1

群馬県内の県指定文化財一覧(2008.9.12現在)

区別	種別	名称	所在の場所
天然記念物	植物(独立樹)	神行阿弥陀堂の大サワラ	多野郡上野村橋原1910
天然記念物	植物(独立樹)	神光寺の大カヤ	邑楽郡邑楽町中野3015
天然記念物	植物(独立樹)	駒岩のヒイラギ	吾妻郡中之条町四万3190
天然記念物	植物(独立樹)	稲田のヤマナシ	吾妻郡東吾妻町大戸754-1
天然記念物	植物(独立樹)	唐堀のモクゲンジ	吾妻郡東吾妻町三島3624
天然記念物	植物(独立樹)	祖母島のキンモクセイ	渋川市祖母島680
天然記念物	植物(独立樹)	しばぎわの大イチイ	利根郡片品村花咲1182
天然記念物	植物(独立樹)	しばぎわのシナノキ	利根郡片品村花咲1242
天然記念物	植物(独立樹)	摺淵のヒメコマツ	利根郡片品村摺淵177
天然記念物	植物(独立樹)	金井沢のアカマツ	利根郡片品村土出1120-1
天然記念物	植物(独立樹)	中之条高校のラクウショウ	吾妻郡中之条町中之条1303
天然記念物	植物(独立樹)	伊賀野のモミ	吾妻郡中之条町下沢渡1368
天然記念物	植物(独立樹)	境高校のトウカエデ	伊勢崎市境492
天然記念物	植物(独立樹)	菅原神社の大ヒノキ	富岡市妙義町菅原1423
天然記念物	植物(独立樹)	妙義神社のウラジロガシ	富岡市妙義町妙義6
天然記念物	植物(独立樹)	常行院のラクンマキ	多野郡吉井町長根甲472
天然記念物	植物(独立樹)	茂林寺のラクンマキ	館林市堀江町1570-1
天然記念物	植物(独立樹)	高島小学校のトウグミ	邑楽郡邑楽町藤川379 高島小学校内
天然記念物	植物(独立樹)	黒保根栗生神社の大スギ	桐生市黒保根町上田沢2238
天然記念物	植物(独立樹)	崇禪寺のイトヒバ	桐生市川内町2-651
天然記念物	植物群落等	武尊牧場レンゲツツジ群落	利根郡片品村花咲2797-2
天然記念物	植物群落等	桐生城跡日枝神社のクスノキ	桐生市梅田町1-481
天然記念物	植物群落等	入須川のヒカリゴケ自生地	利根郡みなかみ町入須川1419
天然記念物	植物群落等	笹峠山のヒカリゴケ及びウサギゴウモリ生息洞窟	高崎市倉渕町川浦
天然記念物	植物群落等	中山三島神社のスギ並木	吾妻郡高山村中山5546
天然記念物	植物群落等	新里のサクラソウ群落	桐生市新里町赤城山畑平、舟原
天然記念物	植物群落等	賀茂神社のモミ群	桐生市広沢町6-833
天然記念物	植物群落等	ユビソヤナギ群落	利根郡みなかみ町湯陰曾川流域 (土合橋からマチガ沢出合までの河川敷)
天然記念物	地質・岩石・鉱物	金島の浅間石	渋川市川島596
天然記念物	地質・岩石・鉱物	不二洞	多野郡上野村川和623-1
天然記念物	地質・岩石・鉱物	瀬林の漣痕	多野郡神流町神ヶ原1241-1
天然記念物	地質・岩石・鉱物	四万の甌穴群	吾妻郡中之条町四万3540-1先
天然記念物	地質・岩石・鉱物	野栗の材化石	多野郡上野村新羽1574 (多野郡上野村勝山127)
天然記念物	地質・岩石・鉱物	兜岩層産出のカエル化石	富岡市上黒岩1674-1
天然記念物	地質・岩石・鉱物	オオツノシカの化石骨 附1 出土記念碑 1基 附2 鑑定書 1巻 附3 発掘記録 1巻	富岡市七日市1003
天然記念物	天然保護区	茂林寺沼及び低地湿原	館林市堀工町1169ほか

長野県天然記念物		
種別	名称	所在地
植	王城のケヤキ	佐久市
	山の神のサラサドウダン群落	小海町
	樋沢のヒメバラモミ	川上村
	海尻の姫小松	南牧村
	下新井のメグスリノキ	北相木村
	長倉のハナヒョウタンボク群落	軽井沢町
	熊野皇大神社のシナノキ	軽井沢町
	御代田のヒカリゴケ	御代田町
	笠取峠のマツ並木	立科町
	宮ノ入のカヤ	東御市
	菅平のツクヌキソウ自生地	上田市
	前平のサワラ	伊那市
	白沢のクリ	伊那市
	高鳥谷神社社叢	駒ヶ根市
	高遠のコヒガンザクラ樹林	伊那市
	矢彦小野神社社叢	辰野町 塩尻市
	木下のケヤキ	箕輪町
	宮脇のハリギリ	箕輪町
	中曽根のエドヒガン	箕輪町
	南羽場のシラカシ	飯島町
	諏訪大社上社社叢	諏訪市
	山本のハナノキ	飯田市
	長姫のエドヒガン	飯田市
	川路のネズミサシ	飯田市
	立石の雄スギ雌スギ	飯田市
	風越山のベニマンサク自生地	飯田市
	下市田のヒイラギ	高森町
	泰阜の大クワ	泰阜村
沓掛温泉の野生里芋	青木村	
乳房イチョウ	生坂村	
千手のイチョウ	松本市	
大野田のフジキ	松本市	
梓川のモミ	松本市	
八幡宮鞆子社のメグスリノキ	松本市	
東北山の千本松	松本市	
横川の大イチョウ	松本市	
妻籠のギンモクセイ	南木曽町	
贄川のトチ	塩尻市	
仁科神明宮社叢	大町市	
若一王子神社社叢	大町市	
大塩のイヌ桜	大町市	
八方尾根高山植物帯	白馬村	
石原白山社のスギ	小谷村	
真島のクワ	長野市	
象山のカシワ	長野市	
塚本のビャクシン	長野市	
小菅神社のスギ並木	飯山市	
神戸のイチョウ	飯山市	
武水別神社社叢	千曲市	
宇木のエドヒガン	山ノ内町	
一の瀬のシナノキ	山ノ内町	
つつじ山のアカシデ	長野市	
原のシダレザクラ	信濃町	
八久のカヤ	松本市	
八生のカヤ	中野市	
袖之山のシダレザクラ	飯綱町	
地藏久保のオオヤマザクラ	飯綱町	

種別	名称	所在地	
植	戸隠神社奥社社叢	長野市	
	豊岡のカツラ	長野市	
	新井のイチイ	長野市	
物	下北尾のオハツキイチョウ	小川村	
	日下野のスギ	中条村	
	居谷里湿原	大町市	
湿原	四十八池湿原	山ノ内町	
	田ノ原湿原	山ノ内町	
動	川上犬	川上村	
	辰野のホタル発生地	辰野町	
	モリアオガエルの繁殖地	飯田市	
	木曾馬	木曾郡	
	奥裾花自然園のモリアオガエル繁殖地 (吉池、奥裾花社前池、ひょうたん池)	長野市	
	大町市のカワシンジュガイ生息地	大町市	
	ミヤマモンキチョウ	地域を 定めず	
	ミヤマシロチョウ		
	クモマツマキチョウ		
	タカネヒカゲ		
ベニヒカゲ			
クモマベニヒカゲ			
オオイチモンジ			
コヒオドシ			
タカネキマダラセセリ			
ヤリガタケシジミ			
物	ホンシュウモモンガ		
	ホンドオコジョ		
	ヤツガシラ		
	ブッポウソウ		
	化	小泉のシナノイルカ	上田市
		原牛の臼歯化石	辰野町
		シナノトド化石	松本市
		穴沢のクジラ化石	松本市
		反町のマッコウクジラ全身骨格化石	松本市
		恐竜の足跡化石	小谷村
山穂刈のクジラ化石		信州新町	
裏沢の絶滅セイウチ化石		信州新町	
菅沼の絶滅セイウチ化石		信州新町	
大口沢のアシカ科化石		信州新町	
戸隠川下のシンシュウゾウ化石	長野市		
地質 鉱物	広川原の洞穴群	佐久市	
	小泉、下塩尻及び南条の岩鼻	上田市 坂城町	
	中央アルプス駒ヶ岳	駒ヶ根市 宮田村	
	三石の甌穴群	飯田市	
	毛無山の球状花こう岩	喬木村	
	大柳及び井上の枕状溶岩	長野市 須坂市	
	深谷沢の蜂の巣状風化岩	長野市	
	中央構造線 北川・安康露頭	大鹿村	

長野県名勝 5件		
種別	名称	所在地
	御三鷹の滝	南相木村
	中田氏庭園	松本市
	三本滝	松本市
	田立の滝	南木曽町
	奥裾花峡谷	長野市

軽井沢町の自然保護対策要綱・同取扱要領の開発等の基準の概要

届出対象事業	(1) 3区画以上の分譲 (2) 3区画以上の分割(分筆を伴わないものを含む。) (3) 区画の再分割 (4) ゴルフ場、グラウンド、テニスコートその他これらに類するもの(スポーツ施設等)の造成 (5) その他の土地の形質変更又は埋立(面積が300㎡以上かつ法面又は擁壁の高さが1.5m以上のもの、面積が300㎡以上かつ特定道路等に隣接するもの) (6) 建築物その他の工作物の新築・改築・増築(専用住宅及び専用住宅に付属する車庫・物置のうち簡易なものを除く。) (7) 森林法の許可又は届出を要しない木竹の伐採(面積が300㎡以上のもの、特定道路から見たスカイラインを改変するもの) (8) 飲食店その他の飲食を伴う事業 (9) 興行の実施、温泉や廃棄物に係る施設、資材置場、葬祭場、納骨堂、墓地等 (10) その他町長が必要と認める事業					
継続事業等の取扱い	3年以内に隣接地で実施した届出事業と一体的・関連性のある事業は、届出行為と一体のものとする。					
区 分	保養地域	商業地域	居住地域	緩衝地域	集落形成地域	
地域要件	第1種低層住居専用地域及び集落形成地域等を除く用途無指定地域	近隣商業地域	第1種住居地域	保養地域のうち、居住地域、商業地域及び集落形成地域との境界から60m以内	用途無指定の区域内の集落形成地域等の地域	
一般基準						
計画策定等	地域住民等への事前説明	地域住民・近隣土地所有者(区域は下記)に事業内容を説明し、その理解を得よう十分な協議及び調整を行うとともに、地元区長に事業内容を説明すること。 鉄塔類 水平投影外周線から水平距離が高さの2倍以内の区域 夜間照明施設 光源の中心点を結ぶ線の水平投影線に囲まれた土地の外周30m以内の区域 集合住宅等 敷地境界線から50m(大規模開発行為の場合は100m)以内の区域 葬祭場、墓地、納骨堂等 敷地境界線から200m以内の区域 火葬場等 敷地境界線から500m以内の区域 その他 隣接する土地 ※ 隣接地が事業地に関連する土地のときは、その関連する土地を事業地の一部とみなす。				
	説明会の開催	次に掲げる事業に係る地域住民等への説明は、説明会を開催する方法により行うこと。 ・大規模開発行為 ・大規模建築物、葬祭場、墓地、納骨堂その他の事業で事業地の周辺の状況等を勘案して、公開による説明が必要と認められるもの				
	関係団体との協議	収容人員100人以上の宿泊施設に係る事業の場合は、関係団体と事前協議すること。				
	権利移動の条件等	分譲等の事業地に係る権利の移動に際しては、要綱を遵守することを条件とし、その旨書面確認すること。 大規模開発行為の場合は、次によること。 ・分譲前に要綱に係る事項を定めた景觀協定又は建築協定を締結し、分譲時に取得者に対し書面を交付し、内容説明すること。 ・取得者に対し、分譲区画、保存緑地の区分を図面により説明すること。 ・取得者に対し、原則として分譲区画を再分割してはならないことを説明し、確約書等の提出を求めること。				
自然保護協定	大規模開発行為の場合は、下記により、自然保護協定を締結すること。 3者協定(事業者・県・町) 2者協定(事業者・町) 3者協定(事業者・県・町)					
形態	一区画の面積	1,000㎡以上	適用除外	300㎡以上	500㎡以上	300㎡以上
	望ましい基準	大規模開発行為は2,000㎡以上が望ましい	-	3,000㎡以上の開発は500㎡以上が望ましい	-	3,000㎡以上の開発は500㎡以上が望ましい
	建ぺい率	20%以下	80%以下	60%以下	30%以下	50%以下
	容積率	20%以下	200%以下	200%以下	50%以下	100%以下
	建築物の階数	2階以下	3階以下	2階以下	2階以下	2階以下
	建築物の高さ	10m以下	13m以下	10m以下	10m以下	10m以下
	建築物の屋根	切妻・寄棟等の傾斜のあるものとする。(最低勾配:商業地域は1/10、その他は2/10かつ軒出50cm以上)				
設置できない広告物	屋上に設置するもの、屋根に表示するもの、のぼり旗や移動式広告物類 動光・ネオン・高輝度照明(LED)等を用いたもの					
色彩	建築物等・広告物の地色	彩度4以下、明度7以下		彩度4以下		彩度4以下、明度7以下
	広告物の地色以外の色	緩和により彩度6以下		緩和により彩度8以下		緩和により彩度6以下
敷地	公園・緑地	事業地の面積が300㎡以上の場合、3%以上とする。				
	工作物の設置	土地の形状変更、立木の伐採は最小限にとどめ、自然環境に適合した工法を採用するとともに、改変箇所は速やかに自然状態に復元すること。				
	道路等からの後退	5m	できる限り後退	2m	5m	2m
	大規模建築物	10m(敷地奥行の1/3を限度)	〃	5m(敷地奥行の1/3を限度)	10m(敷地奥行の1/3を限度)	5m(敷地奥行の1/3を限度)
	特定道路等	10m(敷地奥行の1/3を限度)	〃	5m(敷地奥行の1/3を限度)	5m	5m(敷地奥行の1/3を限度)
	集合住宅等(総戸数20戸以上)	10m	〃	5m	10m	5m
	集合住宅等(総戸数10～19戸)	(5m)	1m	緩和により3.0m	(5m)	緩和により3.0m
	集合住宅等(総戸数9戸以下)	(5m)	〃	緩和により2.5m	(5m)	緩和により2.5m
	※ 大規模の制限値と集合住宅等の制限値が異なる場合は、最大のものが適用される。					
	隣地等からの後退	3mかつ高さの1/2	できる限り後退	1m	3mかつ高さの1/2	1m
集合住宅(総戸数20戸以上)	10m	〃	5m	10m	5m	
集合住宅(総戸数10～19戸)	(3mかつ高さの1/2)	1m	緩和により3m	(3mかつ高さの1/2)	緩和により3m	
集合住宅(総戸数9戸以下)	(3mかつ高さの1/2)	〃	緩和により2.5m	(3mかつ高さの1/2)	緩和により2.5m	
後退部分の樹木の保存	道路後退部分、隣地後退部分等にある樹高が10mを超える健全な樹木は、原則保存すること。					
堀地の遮蔽物	出来る限り取り除く。やむを得ず残る場合は自然景観に調和するよう配慮すること。					
既存樹木等	敷地内の樹木及び植物は、できる限り残存させること。					
文化財	巨樹・古木の取り扱い、町(教育委員会)と協議して処理すること。					
道路	道路	建築基準法の規定による位置指定道路の構造要件(同法施行令第144条の4他)のほか、緊急車両の通行を容易にする構造とし、要綱等に規定する排水処理を行うこと。				
	路面面積	原則10%以下				
給・排水	街路(道路)照明	設置後の維持管理は事業者の責任により行うものとし、原則として100mに1箇所以上設置すること。				
	水道施設等	地下水の取水にあたって、公用水道等の水源に影響を及ぼさないなど、要綱等に規定する方法によること。				
自然環境保全	雨水排水	原則として敷地内処理とすること。				
	し尿・雑排水	下水道(集落排水事業を含む)区域以外においては、原則として合併処理浄化槽を設置し、処理水は敷地内浸透処理すること。				
生活環境保全等	希少動植物	事業地内に自生する貴重な植物等は、保護地区として残存し、又は移植して保護すること。				
	誘蛾灯	野鳥と昆虫の保護のため、必要最小限とすること。				
	夜間照明・夜間営業	原則禁止。やむを得ず行う場合は次のとおりとする。 (1) 設置数は必要最小限とすること。 (2) 高さは、原則10m(商業地域は13m)以下 (3) 使用時間は、日没から午後9時まで (4) 公衆用道路等の交通に支障がないこと。				
	公害防止	高音や臭気等を生じ周囲の静穏や清潔な環境損なうおそれのある施設や店舗等の設置を避けること。				
他	ごみ処理	敷地内に保管場所を設け、業者委託又は廃棄物処理施設に直接搬入するなど事業者の責任において処理するほか、要綱等に規定する方法によること。				
	工事期間	夏季(7月25日～8月31日)は、原則として工事を行わないこと。				
付加基準	町が指定するものとする。					
スポーツ施設等の造成	隣地境界からフェンスまで、できる限り後退し、十分な植栽を行い、騒音の防止とプライバシーの保護に努めること。					
集合住宅等	立地	次に掲げる地域に立地することはできない。 ・文化財保護に支障を及ぼす地域 ・郷土環境保全地域(平成18年4月1日現在、町内に指定地域なし) ・下水道の水源に支障のある地域 ・その他町長が町自然保護審議会の意見を聴き定める地域				
	風致の調和・保全	位置、規模、形態(管理運営を含む。)及び意匠が建築の行われる土地及びその周辺地域の風致と調和し、かつ、風致の維持に有効な措置が将来にわたり確実に行われるものであること。				
	戸当敷地面積	(総戸数20戸以上の場合) 600㎡/戸	110㎡/戸	150㎡/戸	600㎡/戸	150㎡/戸
	(総戸数10～19戸の場合)	600㎡/戸	90㎡/戸	150㎡/戸	600㎡/戸	150㎡/戸
(総戸数9戸以下の場合)	600㎡/戸	90㎡/戸	120㎡/戸	600㎡/戸	120㎡/戸	
保存緑地	敷地境界線から、道路後退距離又は隣地後退距離の基準値の2分の1の距離の範囲内は、緑地として保存又は整備し、保全すること。					
分棟	総戸数が20戸以上となる場合は分棟し、1棟当たりの戸数を19戸以下とすること。					
隣棟間隔	10m	2m	5m	10m	5m	
住戸の形態	2以上の居室を有するものであること。(居住地域、商業地域又は集落形成地域内の総戸数9戸以下のものを除く。)					
住戸の専用面積	72㎡以上であること。(居住地域、商業地域又は集落形成地域内の総戸数9戸以下のものを除く。)					
駐車場付置	総戸数20戸以上の場合は、1割以上の住戸は98㎡以上であること。					
営業施設	駐車場付置	1台/戸以上				
風致の調和・保全	位置、規模、形態(管理運営を含む。)及び意匠が建築の行われる土地及びその周辺地域の風致と調和し、かつ、風致の維持に有効な措置が将来にわたり確実に行われるものであること。					
駐車場付置	宿泊施設は客室数以上、その他は必要台数					

※「網掛」部分は、県が定めた軽井沢町景観構成基準ガイドラインと協議して定めている基準です。
※ 特定道路等の位置は、別紙「特定道路等位置図」を参照してください。

特定道路等位置図

